



鳥取県公報

平成14年3月5日(火)
第7363号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令（1）（総務課）	1
告 示	字の区域の変更（4件）（116～119）（市町村振興課）	2
	土地改良事業の工事の完了（120）（耕地課）	4
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（31）	4
公安規則	鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則（2）（警務課）	5
	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を 改正する規則（3）（地域課）	6
公 告	二級建築士試験等の実施（建築課）	8
正 誤	平成13年12月7日付鳥取県告示第667号中訂正	9

訓 令

鳥取県訓令第1号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(報告の事務手続) 第5条 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、直ちに <u>総務大臣</u> に報告の事務手続をしなければならない。	(報告の事務手続) 第5条 官報報告主任は、前条の報告の原稿の送付を受けたときは、直ちに <u>自治大臣</u> に報告の事務手続をしなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年3月5日から施行する。

告 示

鳥取県告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業東因幡地区楠城1工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年11月30日現在の地番による。）
大字楠城字神田	大字楠城字神田のうち426の1、427の1、427の2の一部、428、429の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字栃本字加瀬上	大字栃本字加瀬上の全域 大字楠城字神田426の1、427の1、427の2の一部、428、429の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業東因幡地区上土工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年11月30日現在の地番による。）
大字上地字大田	大字上地字大田のうち456の1、456の2、471の8と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上地字地蔵前	大字上地字大田456の1、456の2、471の8と一体をなす国有地の一部 大字上地字地蔵前の全域 大字上地字ヒイガ下577、578の1、578の2、578の7及びこれらと一体をなす国有地並びに580の2、580の6、580の7と一体をなす国有地 大字上地字休ミノ前591の1、592の1、593の1、593の4、593の6、593の7、594、595の1、595の5、596の1、596の2、596の6、597、598の1、598の3、598の4、599の2、599の7、600、601、601の2、601の4及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字上地字ヒイガ下	大字上地字ヒイガ下のうち577、578の1、578の2、578の7及びこれらと一体をなす国有地並びに580の2、580の6、580の7と一体をなす国有地以外の区域
大字上地字休ミノ前	大字上地字休ミノ前のうち591の1、592の1、593の1、593の4、593の6、593の7、594、595の1、595の5、596の1、596の2、596の6、597、598の1、598の3、598の4、599の2、599の7、600、601、601の2、601の4、602の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上地字小川	大字上地字休ミノ前602の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字上地字小川の全域
大字上地字上森田河原	大字上地字上森田河原のうち618の6、619の1、620の1、621の1、621の2、626の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上地字下荒神627の1、629の2及びこれらと一体をなす国有地
大字上地字下荒神	大字上地字下荒神のうち627の1、629の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上地字住ヶ前	大字上地字上森田河原618の6、619の1、620の1、621の1、621の2、626の1及びこれらと一体をなす国有地 大字上地字住ヶ前の全域 大字上地字大トフ679の2、679の7、679の10と一体をなす国有地の一部
大字上地字大トフ	大字上地字大トフのうち679の2、679の7、679の10と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業東因幡地区荒舟工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年11月30日現在の地番による。）
大字荒舟字土居	大字荒舟字土居のうち70の2、72の2、72の3、72の6、72の7及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字荒舟字赤坂ノ下	大字荒舟字赤坂ノ下のうち105の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字荒舟字イガミ谷口	大字荒舟字土居70の2、72の2、72の3、72の6、72の7及びこれらと一体をなす国有地 大字荒舟字赤坂ノ下105の2と一体をなす国有地の一部 大字荒舟字イガミ谷口の全域
大字荒舟字宮田	大字荒舟字宮田の全域 大字荒舟字六郎作り304の一部、305の一部、306の4の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字荒舟字植木平	大字荒舟字植木平の全域 大字荒舟字拾石ノ下タ338と一体をなす国有地の一部
大字荒舟字六郎作り	大字荒舟字六郎作りのうち304の一部、305の一部、306の4の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字荒舟字拾石ノ下タ	大字荒舟字拾石ノ下タのうち338と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成14年3月5日からその効力を生ずる。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成14年1月11日現在の地番による。）
大字塩上字法念寺西分	大字塩上字法念寺西分のうち200から202まで、202の1、203及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字塩上字前河原上分	大字塩上字前河原上分のうち205の1、205の2、206の1、207及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字塩上字上土居	大字塩上字法念寺西分200から202まで、202の1、203及びこれらと一体をなす国有地の一部 大塩上字前河原上分205の1、205の2、206の1、207及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字塩上字上土居の全域

鳥取県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
三朝町	基盤整備促進事業本泉地区区画整理	平成13年10月5日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである

ので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成14年 3月 5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,790
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	163,162
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,575
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,749
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,135
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,983
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,989
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,668
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,049
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,210
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,021
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,786

公安委員会規則

鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月 5日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則

鳥取県警察教養規則（昭和30年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(趣旨)

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）第6条第2項の規定に基づくものであって、鳥取県警察職員（以下「職員」という。）に対する教養は、同規則及び同条第1項の規定に基づき警察庁長官が定める事項によるほか、この規則の定めるところによる。

(教養方針)

第2条 警察教養は、職員一人一人が、民主警察の本質と警察の責務を自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的として行わなければならない。

(職員の心構え)

第3条 職員は、警察教養を通じて、人格を高め、適正に職務を遂行する能力を向上させるため、常におう盛な研究心をもって自己啓発に努めなければならない。

(警察本部長の責務)

第4条 警察本部長は、職員の職務を遂行する能力を向上させるため、警察教養が計画的かつ効果的に行われるよう管理しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長（警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署の長をいう。）は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。

(警察本部長への委任)

第6条 略

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、警察教養規則（昭和29年国家公安委員会規則第12号）第8条の規定に基づくものであって、鳥取県警察職員に対する教養は、同規則及び警察教養細則（昭和29年警察庁訓令第7号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(本部長への委任)

第2条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月5日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

鳥取県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県鳥取警察署	略		鳥取市のうち 伏野、御熊、小沢見、 白兔、三津、内海中、 美萩野一丁目、美萩 野二丁目、美萩野三 丁目、美萩野四丁目、 美萩野五丁目	鳥取県鳥取警察署	略		鳥取市のうち 伏野、御熊、小沢見、 白兔、三津、内海中、 美萩野一丁目、美萩 野二丁目、美萩野三 丁目、美萩野四丁目
	鳥取市美萩野警察官駐在所	鳥取市美萩野二丁目			鳥取市美萩野二丁目		
略				略			
鳥取県米子警察署	略		米子市のうち 博労町四丁目、勝田 町、車尾、車尾一丁 目、車尾二丁目、車 尾三丁目、車尾五丁 目、車尾南一丁目、 東福原一丁目、東福 原二丁目、東福原三 丁目、東福原四丁目、 東福原五丁目、西福 原一丁目、西福原二 丁目、西福原三丁目、 西福原四丁目、西福 原五丁目、西福原の 一部（米川以南）、 観音寺、 <u>観音寺新町</u> <u>一丁目</u> 、 <u>観音寺新町</u> <u>二丁目</u> 、 <u>観音寺新町</u> <u>三丁目</u> 、 <u>観音寺新町</u>	鳥取県米子警察署	略		米子市のうち 博労町四丁目、勝田 町、車尾、車尾一丁 目、車尾二丁目、車 尾三丁目、車尾五丁 目、東福原一丁目、 東福原二丁目、東福 原三丁目、東福原四 丁目、東福原五丁目、 西福原一丁目、西福 原二丁目、西福原三 丁目、西福原四丁目、 西福原五丁目、西福 原の一部（米川以南）、 観音寺、中島一丁目、 中島二丁目
	東福原交番	米子市東福原一丁目			米子市東福原一丁目		

		四丁目、観音寺新町五丁目、中島一丁目、中島二丁目			
	略			略	
略				略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成14年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成14年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成14年9月29日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成14年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成14年10月13日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

(2) 木造建築士試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 受付期間及び場所

ア 平成14年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前10時から午後4時まで
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

イ 平成14年4月8日（月）及び9日（火）の午前10時から午後4時まで
鳥取県西部総合事務所 第15会議室 米子市鞆町一丁目160

(2) 申込方法

次の書類を持参すること。

ア 受験申込書

イ 実務の経験を記載した書類

ウ 無帽・無背景・正面上3分身を写した写真（縦5.5センチメートル、横4センチメートルで、平成14年1月以降に撮影したもの）

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

オ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表及び可否の通知

平成14年12月13日（金）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験の合格者には、平成14年9月13日（金）（予定）に通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成14年4月1日（月）から同月12日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県米子土木事務所建築住宅課 米子市鞆町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成14年6月26日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、1万3,900円とし、所定の方法により納付すること。

(4) 問い合わせ先

鳥取県土木部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話 0857 - 26 - 7391

(5) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

正 誤

平成13年12月7日付鳥取県告示第677号（町の区域の変更等について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3		車尾南1丁目	車尾南一丁目
3		観音寺新町3丁目	観音寺新町三丁目
3		観音寺新町1丁目	観音寺新町一丁目
3		観音寺新町4丁目	観音寺新町四丁目
3		観音寺新町5丁目	観音寺新町五丁目
3		観音寺新町2丁目	観音寺新町二丁目
4	5	観音寺新町1丁目	観音寺新町一丁目
4	27	観音寺新町2丁目	観音寺新町二丁目
5	5	観音寺新町3丁目	観音寺新町三丁目
5	26	観音寺新町4丁目	観音寺新町四丁目
6	8	観音寺新町5丁目	観音寺新町五丁目
6	下から3	車尾南1丁目	車尾南一丁目